

議事日程 (第1号)

平成18年 3月 3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 第 1 号議案 平成17年度中間市一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第 3 第 2 号議案 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)
- 日程第 4 第 3 号議案 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 5 第 4 号議案 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)
- 日程第 6 第 5 号議案 平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第 7 第 6 号議案 平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
4号)
- 日程第 8 第 7 号議案 平成17年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第2～日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 第19号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正す
る条例
- 日程第10 第20号議案 中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職
員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第21号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第22号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第13 第23号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第24号議案 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第15 第25号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第16 第26号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
(日程第9～日程第16 提案理由説明)

- 日程第17 第18号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する等の条例
- 日程第18 第31号議案 福岡県市町村退職手当組合への加入について
(日程第17～日程第18 提案理由説明)
- 日程第19 第27号議案 中間市下水道事業減債基金条例
(日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 第28号議案 中間市国民保護協議会条例
- 日程第21 第29号議案 中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
(日程第20～日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 第30号議案 中間市第4次総合計画の基本構想を定めることについて
(日程第22 提案理由説明)
- 日程第23 第8号議案 平成18年度中間市一般会計予算
- 日程第24 第9号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第25 第10号議案 平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第26 第11号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第27 第12号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 第13号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計予算
- 日程第29 第14号議案 平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第30 第15号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 第16号議案 平成18年度中間市水道事業会計予算
- 日程第32 第17号議案 平成18年度中間市病院事業会計予算
(日程第23～日程第32 提案理由説明)
- 日程第33 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例
第 1 号
(日程第33 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第34 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (20名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
5 番 古野 嘉久君	6 番 青木 孝子君
7 番 久好 勝利君	8 番 杉原 茂雄君

9番	岩崎 三次君	10番	堀田 英雄君
11番	井上 久雄君	12番	湯浅 信弘君
13番	掛田るみ子君	14番	香川 実君
15番	上村 武郎君	16番	岩崎 悟君
17番	佐々木正義君	18番	米満 一彦君
20番	片岡 誠二君	21番	井上 太一君

欠席議員（1名）

19番 下川 俊秀君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民経済部長	………	萩原 一秋君	保健福祉部長	………	是永 勝敏君
福祉事務所長	………	田中 茂徳君	建設部長	………	行徳 幸弘君
教育部長	………	谷川 博君	上下水道局長	………	小南 哲雄君
市立病院事務長	………	貞末 伸作君	消防長	………	長谷川邦彦君
総務部次長	………	前原 光博君	秘書課長	………	田中 久光君
経営企画課長	………	白尾 啓介君	財政課長	………	牧野 修二君
総務課長	………	中野 諭君	人権推進課長	………	中村 次春君
介護保険課長	………	成富 隆俊君	健康増進課長	………	中尾三千雄君
管理課長	………	栢野 広行君	下水道課長	………	佐藤 満洋君
教育総務課長	………	中村信一郎君	生涯学習課長	………	津田 正人君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開会

○議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しております。これより平成18年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は25日間と決しました。

日程第2. 第1号議案

日程第3. 第2号議案

日程第4. 第3号議案

日程第5. 第4号議案

日程第6. 第5号議案

日程第7. 第6号議案

日程第8. 第7号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、第1号議案から日程第8、第7号議案までの平成17年度補正予算7件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第1号議案から第7号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第1号議案平成17年度中間市一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の予算調整のほかに、職員退職積立基金9億5,670万円

を全額財政調整基金へ予算の組み替えを行っております。

これは、今後いわゆる団塊の世代の退職金が急増することから、その平準化のため来年度から福岡県市町村職員退職手当組合に加入する予定であります。その準備といたしまして、これまで積み立てておりました職員退職積立基金を財政調整基金へ移し替えるものであります。

その他の歳出予算の主なものといたしましては、民生費では、国民健康保険特別会計の財政負担の軽減を図るため、財政支援策として一般会計からの繰出金3,000万円を補正し、通常の繰出基準分310万円とあわせた繰出金の補正は3,310万円となり、本年度末の国民健康保険特別会計への繰出金総額は4億480万円となっております。また、生活保護費では、医療扶助費などが増加いたしまして2,390万円の追加補正となり、衛生費では、インフルエンザの流行などで予防接種に要する経費が700万円の追加補正となっております。

さらに、消防費では、例年年度末に一括して本市水道局に支払います消火栓設置負担金として270万円を計上いたしております。

以上が一般会計補正予算の歳出の主なもので、そのことに伴います歳入予算は、歳出予算の調整に伴います国庫支出金540万円の増額と県支出金4,200万円の減額、その他の歳入として市税収入5,880万円、地方交付税の追加交付額1,330万円、さらには、地方債の補正2億2,360万円、諸収入としてシニアプラン返還金8,470万円の追加予算などを計上いたしております。

さらに、今回の補正予算では、昨年9月から実施しておりました学校及び本庁舎のアスベスト対策につきまして、国庫補助及び地方債の対象となりましたので、その予算の組み替えもあわせて行っております。

以上により、職員退職積立基金から財政調整積立基金への組み替え分とあわせました今回の歳入歳出補正予算の額は、それぞれ9億2,160万円となり、予算総額を179億3,500万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第2号議案平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳出につきましては、総務費90万円、平成16年度療養給付費負担金返還金として、諸支出金2,200万円の予算を計上いたしております。

歳入の主な内容といたしましては、繰入金3,310万円で、保険税及び医療費支援分として一般会計繰入金3,000万円、諸収入1,280万円を増額し、国民健康保険税2,300万円の減額予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも2,295万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,998万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第3号議案平成17年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提

案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳出におきまして、下水道施設改良基金積立金を530万円増額するとともに、曙及び中鶴団地下水処理場の光熱水費を100万円減額するものであります。

次に、歳入につきましては、下水道使用料を440万円増額しております。以上により、歳入歳出それぞれ449万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億12万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第4号議案平成17年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳出では、流域下水道維持管理負担金を1,560万円、ポンプ排水助成金を540万円、北九州市下水道処理負担金を1,560万円、流域下水道事業費負担金を670万円、長期債償還元金を5,620万円減額するものであります。

また、このたび減債基金条例を制定いたしますことから、その積立金を6,200万円増額するものであります。

歳入では、受益者負担金を1,770万円、下水道使用料を3,630万円並びに公共下水道事業債を590万円増額するとともに、一般会計繰入金を8,110万円減額いたしております。

以上のことから、今回の補正で、歳入歳出それぞれ2,693万円を減額し、予算総額を22億7,720万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第5号議案平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、岩瀬地区の用地取得費が5,000万円と確定いたしましたことから、歳出を4,000万円減額するとともに、歳入につきましても、充当財源であります地方債を4,000万円減額する補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,000万円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第6号議案平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護保険運営上、事務的経費が不足しましたことから補正を行うものであります。

歳出は、認定調査等に要する経費として手数料50万円と基金積立金に10万円を計上いたしております。

歳入につきましては、財産収入として利子及び配当金10万円と、繰入金として一般会計から事務費繰入金50万円を計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出予算それぞれ60万円を追加し、予算の総額を28億9,411万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第7号議案平成17年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

医業収益に1億3,500万円の減額補正を計上しております。その主なものは、入院収益1億2,000万円の減額、外来収益1,500万円の減額であります。

その主な理由といたしまして、当初予定しておりました入院及び外来患者の減少であります。

支出におきましては、医業費用に1億3,820万円の減額補正を計上しております。その主なものは、給与費7,320万円、材料費5,500万円、経費1,000万円といずれも減額であります。

その主な理由といたしまして、医師の人事異動による給与費の減額及び患者数の減少に伴う材料費、経費の減額であります。

また、医業外費用24万円の減額、特別損失600万円の増額補正をいたしております。

その結果、病院事業収益として1億1,970万円の減額、病院事業費用として1億3,244万円の減額をそれぞれ補正をいたしております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入に353万3,000円の減額補正を計上いたしております。これは、他会計負担金の確定に伴う減額であります。

以上、概略を説明いたしましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております平成17年度補正予算7件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第9. 第19号議案

日程第10. 第20号議案

日程第11. 第21号議案

日程第12. 第22号議案

日程第13. 第23号議案

日程第14. 第24号議案

日程第15. 第25号議案

日程第16. 第26号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第9、第19号議案から日程第16、第26号議案までの条例改正8件を一

括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第19号議案から第26号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第19号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

まず、常勤の特別職の給料月額につきましては、本市の財政状況を考慮し、私は10%、助役は7%、教育長は4%の減額措置を実施しているところでございますが、議員の皆様もご承知のとおり、本市の財政事情はいまだ好転しておらず、行政改革大綱にも掲げておりますとおり、財政の健全化は喫緊の課題であることは変わらない事実であります。したがって、新年度におきましても同様の減額措置を継続するものであります。

次に、一般職職員に支給されている指定勤務手当の見直しについてご説明を申し上げます。

指定勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とする場合に支給される手当であります。このたびその支給根拠や近隣市町の支給状況等も参考にしながら、当該手当の全面的見直しを行ったところであります。

その結果、市税現地調査手当を初めとした九つの手当の廃止、市税臨戸徴収手当を初めとした七つの手当額の削減等を行うものであります。

また、本条例改正と関連いたしますが、管理職手当につきましても、部長級3%、課長級2%、課長補佐級1%の削減措置を来年度も引き続き実施してまいります。

以上の措置により、特別職の給料削減と管理職手当の削減により年間約1,250万円、指定勤務手当の見直しにより約300万円の財政効果が見込まれます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第20号議案中間市特別職職員の旅費に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回、ご提案いたします条例改正の趣旨は、昨年11月に策定いたしました「中間市行政改革大綱」の柱であります財政の健全化の取り組みの一つとして実施するもので、特別職及び一般職職員の旅費の日当の削減を行うものであります。

その内容について申し上げますと、まず、特別職職員におきましては、県内公用車使用での日当を850円から500円に、県外にあつては1,000円から600円に、公用車を使用しない場合の日当を2,200円から1,100円にそれぞれ引き下げるものであります。

一方、一般職におきましては、県内公用車使用での日当を750円から400円に、県外にあつては900円から500円に、公用車を使用しない場合の日当を2,000円か

ら1,000円にそれぞれ引き下げるものであります。

なお、この条例改正により、来年度は一般会計ベースで約150万円の財政効果が見込まれます。以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第21号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の技術基準の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、平成18年4月1日から施行されます。このことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、船舶の燃料タンクに直接給油するための移動タンク貯蔵所の設置等の許可の申請に対する審査手数料を定めるものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に、第22号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、私がかねてから申し述べておりました重要課題の一つであります少子化対策の観点から、乳幼児医療費助成の拡充を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、現行の3歳未満までの入院外乳幼児医療費の助成を2歳引き上げ5歳未満までとするものでございます。実施時期につきましては、制度導入に向けて医療証の交付等事務的作業が必要でありますことから、本年8月1日といたしております。

また、新制度の対象となる乳幼児数は約700名で、制度導入に伴います財政措置として平成18年度当初予算に、半年分で約1,200万円を見込み、計上いたしているところでございます。

今回の改正によりまして、私といたしましても、子どもを持つ保護者の皆様には幾分かの医療費の軽減と子どもの健康を守り、安心して子育てができる環境が徐々に整ってくるのではないかと、そのように思っております。

今後も引き続き、市の財政状況を勘案しながら、乳幼児医療費助成制度の拡充について検討してまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第23号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本市の高齢者人口は、本年1月末日現在1万2,102人で、高齢化率25%、このうち75歳以上の後期高齢者は5,594人で12%となっており、今後、全国平均高齢化率と比較して約5%高い率で高齢化が進んでいく状況であります。

このことから、毎年、敬老祝金の受給者も増加し、本市の厳しい財政状況の中で、その財源の確保に苦慮しておるところであります。

今回の改正は、近隣市町における支給状況も踏まえ、今後、多様化する高齢者施策を効率的に推進し、健全な財政運営を図るものであります。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第24号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、介護保険法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、本条例中引用する同法の条項にずれが生じたため条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第25号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年4月1日に施行される障害者自立支援法の制定に伴い、児童福祉法及び知的障害者福祉法が改正されたことを受けて、本条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、従前から知的障害者入所施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重度心身障害児施設等に入所している方に対して支給されていた施設医療費が廃止されますことから、かかる対象者における医療費を重度心身障害者医療費により補助するものであります。

また、この重度心身障害者医療費の支給については、対象者の居住する自治体において負担することとされておりますが、先に述べました施設等が所在する自治体の負担が懸念されるため、入所者が施設入所を決定した時点において居住している自治体が負担する、いわゆる住所地特例に関する規定を設けるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第26号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回、介護保険法附則第2条の規定に基づき、介護保険制度の見直しが行われ、介護保険法の一部が改正されました。また、介護保険事業計画も3年に一度見直すことになっており、平成14年度作成された第2期介護保険事業計画の見直しを行い、第3期介護保険事業計画を作成いたしました。このことにより、介護保険料の変更が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、第3期介護保険事業計画は、平成18年度から20年度までの3カ年計画で、この間の高齢者数、介護認定者数、居宅サービスの利用率、施設入所者数等過去の実績数値をもとに推計し、法改正の趣旨も踏まえ介護保険料を設定したものであります。

改正された介護保険料は、現行の基準額、月額3,450円が3,870円、月額420円の引き上げになっております。

また、今回の法改正では、低所得者への負担軽減を図るため、所得階層を5段階制から6段階制へ変更されました。その内容は、現行の第2段階層を二つに分割し、課税年金収

入額と所得金額の合計が80万円以下の人を対象に新第2段階を新たに設け、軽減率が25%から50%と拡大されております。

また、平成16年度税制改正で、年金課税の見直し及び平成17年度に高齢者の非課税限度額の廃止が行われましたことから、市町村民税非課税から課税となる本人及び税制改正の影響で新たに課税となる者が同世帯にいる市町村民税非課税者につきましては、保険料段階が上昇することになります。

高齢者の非課税限度額廃止については、地方税法上、平成18年度から2年間経過措置がとられることを踏まえ、介護保険におきましても保険料を段階的に引き上げる激変緩和措置がとられることになっております。本市におきましても、同様の措置を条例上、位置づけるものでございます。

次に、本年4月より介護保険の新たなサービス体系の確立を目指し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を行うために、「地域包括支援センター」を設置することにしております。

このセンターの適切な運営を図るために、公正・中立性を確保する観点から、医療・保健福祉関係者及び被保険者等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」を設置するものであります。

また、本年4月より要介護状態になっても可能な限り住みなれた自宅、または地域で生活が継続できるよう「地域密着型サービス」を創設することにいたしております。

この事業の適正な運営を確保するために、医療・保健福祉関係者・被保険者等で構成する「地域密着型サービス運営委員会」を設置するものであります。

以上、運営協議会及び運営委員会を設置することから、これに伴いまして、それぞれの委員を特別職職員として位置づけるものであります。

今後、高齢化が進む中、介護保険事業は高齢者にとって大きな役割を果たすと思われまことから、今後とも事業計画の推進と制度の安定的な運営に鋭意努力してまいり所存でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君） ただいま議題となっております条例改正8件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第17. 第18号議案

日程第18. 第31号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第17、第18号議案から、日程第18、第31号議案までの議案2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第18号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する等の条例と第31号議案福岡県市町村退職手当組合への加入についてとは関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、福岡県市町村退職手当組合への加入についてご説明いたします。

議員の皆様もご承知のとおり、平成18年度からは団塊の世代と言われる職員の大量退職時代に入っております。ちなみに、全会計における退職予定者数は、平成18年度におきまして17名、19年度におきまして26名、20年度におきまして34名、21年度におきましては31名、22年度において16名と、18年度から22年度までに実に124名の退職者が見込まれ、その後も数年以上、毎年10名以上の退職者が予測をされております。

市におきましても、この大量退職時代に対処すべく、これまで退職積立基金の計画的積立に努力してまいったところでございますが、三位一体改革に代表されるように、昨今の交付税額は減少の一途をたどり、加えて景気の冷え込み等による税収の伸び悩みなど、先行きが不透明な極めて厳しい財政運営を強いられ、今後、大幅な基金の取り崩しが必要となり、基金総額の低下が懸念されているところであります。

そこで、来年度から5年間にわたりピークを迎える退職手当の平準化を図り、計画的な財政運営を図るため、福岡県市町村退職手当組合に加入いたしたくご提案申し上げます。

この加入によりまして、退職手当の負担が平準化され、一般会計ベースで最大2億5千万円程度の財政効果が見込まれます。

次に、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する等の条例について提案理由をご説明申し上げます。

ただいまご提案いたしましたとおり、福岡県市町村退職手当組合へ加入いたしますと、職員に支払われる退職手当は、同組合が施行いたします「福岡県市町村退職手当組合退職手当支給条例」に基づき支給されます。このことから、中間市特別職の職員の退職手当支給条例を初めとした本市の退職手当支給関連条例3件の一部改正と関連条例5件の廃止を行うものであります。

また、同組合加入により、これまで積み立てております中間市職員退職積立基金につきましては、その全額を財政調整基金へ繰り入れいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております議案2件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第19、第27号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第27号議案中間市下水道事業減債基金条例の制定について提案理由を申し上げます。

本市では、厳しい財政状況の中で下水道事業を今後も長期にわたって進めていかなければならない状況を考慮すると、財源の確保が最重要課題となっております。

この中でも、特に、起債の償還につきましては、長期事業を推進する上で本市の財政事情に基づいてその償還財源を確保する必要があることから、このたび本条例を制定し、効率的かつ健全な財政運営を図るものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第27号議案に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第20. 第28号議案

日程第21. 第29号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第20、第28号議案から日程第21、第29号議案までの条例制定2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第28号議案中間市国民保護協議会条例及び第29号議案中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

平成16年9月に、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」が施行されました。この法律は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるように、国や地方公共団体等の役割分担やその他国民の保護のための措置等に関し必要な事項を定めたものでございます。

今回、ご提案いたします「中間市国民保護協議会条例」につきましては、市民の保護のための措置に関する重要事項を審議をするために設置を義務づけられております国民保護協議会の組織及び運営に関し、国民保護法第40条第8項の規定により定めるものでございます。

また、「中間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」につきましては、武力攻撃事態や大規模テロ等が発生し、国から国民保護対策本部を設置すべき閣議の決定が

あった旨の通知を受けた地方公共団体にその設置が義務づけられておりますことから、国民保護法第31条の規定により当該本部における組織及び運営等について定めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第22、第30号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第22、第30号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第30号議案中間市第4次総合計画の基本構想を定めることにつきまして提案理由を申し上げます。

本市では、昭和50年度に第1次総合計画、昭和60年度に第2次総合計画、さらに平成7年度に「愛」をテーマに、将来の都市像を「人にやさしい愛のまち なかま」と定めました第3次総合計画を策定いたしまして、今日までまちづくりを進めてまいりました。

近年、我が国の社会経済情勢は、国際化、情報化、少子高齢化などの進展に伴いまして、人々の価値観の多様化が進み、また、地方分権、三位一体改革などの推進により、大きな社会構造の転換が図られております。

こうした中、中間市の今後10年間の将来ビジョンでありますまちづくりの基本方針であります第4次総合計画を策定するものでありまして、平成18年度を初年度といたしまして、平成27年度を目標年度とする計画といたしております。

このたびの計画は、これまで策定いたしました第3次総合計画の基本理念を踏まえ、本市の特性、課題、市民の意向などを踏まえて、高齢者や若者、そして、将来を担う子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の中で活力と賑わいのある元気がみなぎるまちづくりをしていくため、「元気」をテーマといたしております。

将来の都市像を「元気な風がふくまち なかま」と定め、「市民の元気がまちの元気」をサブテーマといたしまして、市民との協働と交流を推進するとともに、地域住民との融和と未来の夢を拓くまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この総合計画は、本年1月13日に都市計画審議会からいただきました答申の趣旨を踏まえて策定したものでありまして、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、その基本構想についてご審議をいただくものであります。

総合計画は、本市のまちづくりの基本方針を定めるものであり、今後の行財政運営の基本方針を定めました「第3次行政改革大綱」と両輪の輪となって、将来の中間市のあり方、

方向性の指針となる極めて重要なものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております第30号議案に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第23. 第8号議案

日程第24. 第9号議案

日程第25. 第10号議案

日程第26. 第11号議案

日程第27. 第12号議案

日程第28. 第13号議案

日程第29. 第14号議案

日程第30. 第15号議案

日程第31. 第16号議案

日程第32. 第17号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第23、第8号議案から日程第32、第17号議案までの平成18年度各会計予算10件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第8号議案から第17号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第8号議案平成18年度中間市一般会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

私が、昨年7月市長に就任して以来、初めての本格的な予算編成となりますことと、本市の第4次総合計画がスタートする年でもございますことから、「市民の元気がまちの元気」をテーマに、「子育てのしやすい環境の整備」「若者の就業環境の整備」「保健・医療・福祉・介護の充実」「市民と行政が協働し、元気が出る地域環境の整備」「災害や犯罪に負けない安心・安全のまちづくり」に取り組むとともに、財政基盤の確立に向けた行政改革を推進し、市民が「住んでよかった。子どもを生き育ててよかった」と思えるまちづくりに心を配りながら予算の編成を行いました。

特に、現下の地方財政は、地方分権の推進を柱に、国の三位一体改革の仕上げの年でもあり、地方には、さらに厳しい行財政改革が求められる中、本市においても最大の課題であります「財政の健全化」は避けて通れないものとして、行政改革大綱及び実施計画を早期に策定し、本格的に行財政改革に取り組むことといたしております。

本年度の一般会計の予算の特色といたしましては、このことを踏まえながら、可能な限り予算の削減を図り、対前年比マイナス2.1%の緊縮予算といたしております。

では、歳出の主なものから説明いたします。

総務費では、人件費において収入役の廃止及び特別職の給与削減等に伴います特別職分1,200万円を、さらに、一般職においても管理職手当の削減や職員の減少等による給与費9,700万円合せて1億900万円の人件費予算の減額となっておりますが、来年度から大幅な増加が予想されます団塊の世代の退職金対策といたしまして、本年度から福岡県市町村職員退職手当組合に加入し、総額3億4,500万円の負担金を新たに計上いたしますことから、前年度の退職金と比較いたしますと1億2,400万円の増額となり、先ほどの減少額とほぼ同額となっております。

その他の主な事業といたしましては、防犯活動の強化策といたしまして、JR中間駅前に警察官立寄所を新たに設置し、警ら活動の強化を図るとともに、非行防止対策として、県の補助事業を活用し、非行防止プロジェクト事業といたしまして、防犯コーディネーターを配置し、街頭活動の強化や啓発活動の推進を図るとともに、青色回転灯パトカーでの市内巡回活動を行う経費といたしまして、合せまして400万円を計上いたしております。

民生費におきましては、少子化対策といたしまして、現行の3歳未満までの乳幼児医療費の助成を平成18年8月からは2歳引き上げ5歳未満までとする経費といたしまして1,200万円を含む総額6,000万円を予算計上いたしております。

さらに、児童手当におきましても、現在の小学校第3学年終了前までを小学校第6学年の終了前までに支給を拡大いたします経費8,100万円を含む総額2億8,500万円を計上いたしております。

さらに、小学校低学年の放課後児童対策といたしまして、中間西小学校の敷地内に学童保育所を新築する経費2,900万円を計上いたしており、このことで待機児童の減少を図りたいと考えております。

さらに、幼児を抱えた家庭の支援を行うことを目的といたしまして、さくら保育園内に開設いたしております子育て支援センターの経費500万円を計上いたしております。

このように、民生費では、少子化対策といたしまして、子どもの育成を図るための予算を積極的に取り組むことといたしております。

また、特別会計国民健康保険や介護保険事業特別会計及び老人保健特別会計に対する繰出金につきましては1億2,600万円の増額で14億900万円を計上いたしております。

衛生費といたしましては、し尿やごみの処理を行う遠賀中間広域行政事務組合の負担金など11億4,700万円を計上いたしております。

労働費といたしましては、失業対策事業であります特定地域開発就労事業費といたしま

して、本年度は川西地区の道路整備を行う予算6億6,200万円を計上いたしております。

農林水産業費では、農道整備工事費といたしまして、前年度に引き続き鞍手町と共同施工いたします「境川水路改修工事」につきましても、鞍手町の負担分1,100万円を含む工事費2,200万円、そのほか川西地区の水路改修費など、総額1億800万円を計上いたしております。

土木費におきましては、土手ノ内公営住宅の建て替え工事につきましても、本年度は、全戸数33戸のうち、残りの15戸について施工いたします第2期工事の経費といたしまして2億9,400万円を計上いたしております。

このように、平成17年度に第1期工事を着工いたしまして、本年度の第2期工事をもって完了することとなっております。

消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業といたしまして、本年度は火災消火活動で使用いたします消火用ホースの取り替え分といたしまして、110本を新規に購入いたします経費としまして300万円を計上し、さらに、遠賀橋の架け替え工事に伴います街路工事が完了しましたことから、垣生地内に防火水槽を設置いたします工事費といたしまして500万円を計上いたしております。

また、水防等災害対策費といたしまして、災害の発生が予測される場合に、市民に対してその情報を知らせ、また、災害発生時には、市民を安全な場所へ避難誘導するための報知、伝達手段といたしまして、ふくおかコミュニティ無線の設置事業費といたしまして1,600万円を計上いたしております。

この事業は、水防計画書に記載されております市内の重要水防箇所11カ所に無線機とスピーカーを設置するとともに、市庁舎内に配信用の無線機6機及び携帯用3機を配備し、災害時の通信手段の確保を図り、市民の生命及び財産の保護に当たるものでございます。

教育費といたしましては、学校教育施設の改善事業といたしまして、昨年度に引き続き小中学校のトイレ改修を引き続き行うとともに、新たに各小中学校の体育館の補修も年次的に行うこととし、本年度は南小学校の体育館の屋根の補修費といたしまして2,500万円を計上いたしております。

また、社会教育施設につきましても、老朽化しております「体育文化センター」の屋根改修工事といたしまして4,000万円、同じく雨漏りや外壁の傷みの激しい「働く婦人の家」改修費といたしまして2,500万円を計上し、施設の改善を図ることといたしております。

次に、一般会計の歳入でございます。

中間市の歳入予算の根幹であります市税は、税制改正による増収が見込まれる市民税につきましても1億1,600万円の増額を、また、たばこ税につきましても税制改正により3,000万円の増加額を見込んでおり、対前年度より1億5,100万円の増加の総額

39億5,100万円を計上いたしております。

また、一方の柱であります地方交付税は、今年度も三位一体改革で52億4,100万円と前年度と比較して2億6,000万円の減額の予算を計上いたしており、地方交付税の補完財源であります地方債の臨時財政対策債につきましても4億7,800万円と対前年度より5,800万円の減額となって、合せますと対前年度比で3億1,800万円の減額予算となっております。

また、三位一体改革による地方への税源移譲の一つとして、地方譲与税のうち所得譲与税を昨年度と比べ1億6,300万円増額の3億3,100万円を計上いたしております。

また、国庫支出金につきましても、三位一体改革に伴います補助金の削減として、児童扶養手当負担金や児童手当負担金及び農業委員会交付金など1億7,400万円の減額をいたしており、そのほか公営住宅建設費補助金や失業対策費補助金等で、国庫支出金が減少したことにより、全体といたしましては、対前年度比3億6,400万円の減額で、総額におきまして29億7,400万円を計上いたしております。

県支出金につきましても、国保保険基盤安定負担金などが三位一体改革によります国庫補助金から県補助金へ移管分の増額がなされたため1億1,700万円の増額で、総額において7億1,400万円を計上いたしております。繰入金につきましては、歳出の財源不足を補うため、本年度におきましては7億4,400万円の取り崩しを計上いたしております。

また、市債におきましても、土手ノ内公営住宅建替事業及び失業対策事業等の借入額11億4,700万円となり、昨年度より9,200万円減少しております。以上により、平成18年度の一般会計の当初予算は、歳入歳出それぞれ166億4,900万円、対前年比2.1%減の予算となっております。

次に、第9号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業予算につきまして提案理由を申し上げます。

歳出といたしましては、保険給付費35億7,170万円、老人保健拠出金11億4,460万円、介護納付金2億6,440万円、共同事業拠出金9,390万円、保健事業費に1,480万円、その他、事務的経費1億160万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、国民健康保険税14億1,650万円の内訳といたしまして、医療費給付分13億5,090万円、介護納付金分6,560万円を計上し、また、国庫支出金15億6,860万円、療養給付費交付金13億4,650万円、県支出金2億6,750万円、共同事業交付金1億700万円、繰入金3億9,800万円、諸収入など8,695万円をそれぞれ計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億9,105万円とするものでございます。

今後とも国民健康保険事業を取り巻く状況は厳しい中、医療費の適正化に向け、なお一

層の歳出の節減を行うとともに、保険税等歳入の確保に最大限努力し、制度の安定的、継続的な運営を図ってまいりたい所存でございます。

次に、第10号議案平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、公債費に3,070万円計上いたしており、これは起債に伴う元利償還金でございます。

この歳出に充当する歳入につきましては、公債費の利子に対する県の利子補給金として、県支出金に510万円、貸付金の元利収入として諸収入に2,560万円計上いたしております。

以上により歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,080万円とするものでございます。今後とも貸付金の徴収に最大限努力する所存でございます。

次に、第11号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理に要する経費といたしまして8,260万円、また、人件費など事務的経費といたしまして1,160万円を計上いたしております。

歳入といたしましては、下水道使用料を9,480万円計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,485万円とするものでございます。

次に、第12号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、上底井野地区ほか23地区で実施する管渠築造工事を8億9,000万円、実施設計業務5件の委託料を5,000万円、ガス管及び水道管移設補償費を6,000万円、流域下水道処理負担金を1億3,400万円、流域下水道事業費負担金を2億1,480万円、公債費の元金償還金を4億9,200万円、同じく利子償還金を1億7,400万円計上いたしております。

この中で、流域下水道処理負担金につきましては、本年3月に行う汚水の送水切り替え試験を経て平成18年度から流域下水道の遠賀川下流浄化センターに処理委託いたしますことから、その費用を計上しているものでございます。

なお、北九州市への暫定処理委託につきましては、本年3月をもって送水を廃止するものでございます。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道受益者負担金を8,080万円、下水道使用料を1億8,970万円、財産売払収入を2億3,210万円、一般会計繰入金金を4億7,680万円、公共下水道事業費補助金に2億2,600万円、公共下水道事業債を7億3,900万円、流域下水道事業債を2億900万円計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ予算総額を21億7,044万円とするものでござ

ざいます。

次に、第13号議案平成18年度中間市老人保健特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

歳出といたしましては、総務管理費1,460万円、医療諸費64億260万円で、前年度と比較いたしまして0.6%の増額となっております。

次に、歳入といたしましては、支払基金交付金33億5,840万円、国庫支出金20億2,720万円、県支出金5億640万円、一般会計からの繰入金5億1,910万円、諸収入600万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億1,722万円でございます。

老人医療費は、高齢社会の進展に伴い、年々増加しておりますが、老人医療制度の安定的な運営を確保するため、今後もより一層、予防医療の充実を図るとともに、医療費の適正化に向けて努力を重ねてまいる所存でございます。

次に、第14号議案平成18年度中間市公共用地先行取得特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

本年度は用地の取得計画はなく、借り入れ利息の償還金190万円及び公有財産購入費10万円を計上いたしております。

この歳出に充当する歳入といたしましては、一般会計繰入金190万円及び市債10万円を計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ200万円とするものでございます。

次に、第15号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

本年4月1日からの介護保険法の改正に伴い、従来の介護保険事業特別会計予算が保険事業勘定と介護サービス事業勘定に仕分けされております。

まず、保険事業勘定につきましては、歳出の主なものといたしまして、保険給付費の中に、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活が継続できるよう地域密着型サービス事業や特定入所者介護サービス等が新設され、介護サービス費等として保険給付費に30億700万円、また、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう予防重視型の介護サービスを提供することが必要となったことから、その中核機関といたしまして、地域包括支援センターの設置費用といたしまして、地域支援事業費5,800万円、その他総務費といたしまして職員の人件費等で1億600万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入の主なものは、歳出の保険給付費に対する負担分といたしまして、国庫支出金7億7,100万円、支払基金交付金9億4,000万円、県支出金及び市繰入金、それぞれ3億8,500万円を計上いたしております。

また、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険法に定める第

3期介護保険事業計画により、平成18年度から平成20年度までの3カ年間のサービス費等に充てるため5億5,100万円、そのほかには、職員給与等及び事務費といたしまして一般会計からの繰入金1億600万円や基金繰入金3,400万円などを計上いたしております。

以上、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ31億7,622万円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳出といたしまして、居宅介護支援事業費を2,750万円、また、その歳出に充当いたします歳入といたしましてサービス収入2,750万円を計上するなど介護サービス事業勘定の予算といたしましては、歳入歳出それぞれ2,750万円を計上いたしております。

このような保険事業勘定と介護サービス事業勘定とを合せました介護保険特別会計予算全体といたしましては、予算の総額といたしまして、歳入歳出それぞれ32億372万円を計上いたしております。

今後、高齢者の増加を見込み、日常生活圏域内でサービスの利用提供等を行うための費用等の増額で、対前年度と比較いたしまして4億4,800万円、率にいたしまして16.3%の増額予算となっております。

既に、介護保険制度が開始されて6年が経過し、昨年には第2期介護保険事業計画の見直しが行われ、本年度から第3期介護保険事業計画が開始されます。この事業計画の推進と制度の安定的運営に鋭意努力してまいり所存でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に、第16号議案平成18年度中間市水道事業会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

本年度の給水戸数は、中間市、遠賀町を合せまして2万6,900戸を見込み、これに対する総給水量を785万立方メートルと見込んでおります。

有収率につきましては90.1%とし、総有収水量は707万2,000立方メートルを見込んでおります。

まず、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

建設改良事業費や企業債償還元金を含め、支出総額9億1,196万円を予定いたしております。うち水道施設の建設改良事業は、西部浄水場の天日乾燥床の増設、通谷、朝霧、桜台を給水エリアとする加圧配水設備の設置及び給配水管の老朽化に伴う布設替工事等を重点的に実施いたす所存であります。

主な工事といたしましては、中間地区では、天日乾燥場築造工事、最高区加圧配水設備工事及び県道中間宮田線配水管布設替工事等13件、遠賀地区では、町道浅木老良線配水管布設替工事等を含みます6件で、総数19件であります。

このことから、本年度の建設改良事業は、総事業費6億9,384万円をもちまして施

工する考えであります。

これに対しまして、収入総額は企業債及び施設分担金を含めて4億6,881万円で差し引き4億4,315万円の収入不足が生じます。この資金不足分につきましては、当年度損益勘定留保資金等で全額補てんいたします。

次に、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は12億2,212万円で、その主な収益は、給水収益11億3,556万円であります。

また、水道事業費用は11億9,368万円で、その結果、平成18年度は、差し引き消費税を含めまして2,844万円の利益が見込まれております。

以上、平成18年度水道事業会計当初予算の概略につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第17号議案平成18年度中間市病院事業会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

まず、第3条予算の収益的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

病院事業収益に23億1,884万9,000円を計上いたしております。このうち医業収益に22億3,091万3,000円を計上しており、その主なものは、入院収益11億6,924万1,000円、外来収益10億1,842万2,000円、その他医業収益4,325万円であります。

また、医業外収益といたしまして8,793万6,000円を計上しており、その主なものは、他会計負担金2,511万5,000円、他会計補助金4,580万9,000円であります。

次に、病院事業費用に23億1,763万7,000円計上いたしております。このうち、医業費用に22億7,950万2,000円を計上しており、その主なものは給与費10億7,226万2,000円、材料費8億5,081万6,000円、経費に3億952万8,000円、減価償却費4,289万4,000円であります。

医業外費用といたしまして3,513万5,000円を計上し、その主なものは、支払利息3,133万3,000円であります。また、特別損失といたしまして300万円を計上いたしております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

資本的収入に1億5,419万7,000円を計上しており、その主なものは、企業債8,000万円、一般会計負担金7,419万6,000円であります。

資本的支出に1億6,450万6,000円を計上しており、その主なものは、固定資産購入費9,000万円、企業債償還金7,450万6,000円であります。

なお、資本的収入及び支出の不足額1,030万9,000円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

以上、当初予算の概略を説明申し上げます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

ます。よろしくお願ひします。

○議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております平成18年度各会計予算案10件に対する質疑は、3月7日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第33. 議員提出議案第1号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第33、議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第34. 会議録署名議員の指名

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第34、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び香川実君を指名いたします。

○議長（杉原 茂雄君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前11時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 香 川 実